

日本通運による岡田さんへの「雇止め」を撤回する判決を求めます

日本通運株式会社は 2018 年 3 月 31 日に岡田幸恵さんを「雇止め」にしました。これは有期雇用で働く労働者が反復して契約を更新し、5 年を超えれば無期雇用への転換の権利を得るという労働契約法 18 条を逃れるための違法な雇止めです。

2013 年の労働契約法改正に伴い、日本通運は既存の有期雇用労働者を勤続年数によって線引きし、更新上限を設けた社内運用を一方的に策定し、契約社員の就業規則に盛り込んで岡田さんを解雇したのです。

このようなことがまかり通れば、働く者の生活も権利も守れません。

「雇止め」撤回の判決を強く求めます。

氏 名	住 所

ユニオンネットお互いさま

執行委員長 斎藤靖隆

〒 101-0048 東京都千代田区神田司町 2-15-9 武蔵野ビル N P O 労働相談室内

TEL 070-6576-2071 FAX 03-5577-7263